◎新潟県教育委員会告示第２号

新潟県立学校臨時職員取扱規程（昭和58年６月新潟県教育委員会告示第７号）の一部を次のように改正し、平成28年３月１日から実施する。

平成28年３月１日

新潟県教育委員会

委員長　　外　山　　迪　子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（職務専念義務の免除） **第10条**　臨時職員は、定数内職員の例により、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年新潟県条例第19号）第２条に規定する場合に、職務に専念する義務を免除されることができる。ただし、文部科学大臣の認める各種大学通信教育部において実施する分割面接授業に参加する場合については、この限りでない。	（職務専念義務の免除） **第10条**　臨時職員は、定数内職員の例により、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年新潟県条例第19号）第２条に規定する場合に、職務に専念する義務を免除されることができる。ただし、文部大臣の認める各種大学通信教育部において実施する分割面接授業に参加する場合については、この限りでない。
第16条　削除	（給与の特例） **第16条**　平成19年新潟県中越沖地震による被災の状況を考慮して新潟県教育委員会が別に定める職員以外の職員に係る平成20年４月１日から同年５月31日までの間の給料月額は、第６条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき定められた額から当該額に100分の３を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額、給料の調整額及び教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、同条の規定により定められた額とする。
第２号様式 （略） 臨時職員の任用について（内申） （略） 免許状の種類（取得年月日）　（修了確認期限・有効期間満了日　平成　　年　　月　　日） （略）	**第２号様式** （略） 臨時職員の任用について（内申） （略） 免許状の種類（取得年月日）　（修了確認期限　平成　　年　　月　　日） （略）

添付書類　１　履歴書（写）２　最終卒業学校卒業又は修了証明書（実習助手・寄宿舎指導員に限る。）３　免許状（写）又は授与証明書　４　健康診断書　５　誓約書 注１～注４　（略）	添付書類　１　履歴書（写）２　最終卒業学校卒業又は修了証明書（実習助手・寄宿舎指導員に限る。）３　免許状（写）又は授与証明書　４　健康診断書　５　給与カード（１部） 注１～注４　（略）